

奈良市公報

第72号

令和4年5月16日発行
発行所 奈良市役所
発行人 奈良市長
編集人 法務ガバナンス課長

目次

告示

月	日	番号	件名	主管
4	18	263	農用地利用集積計画の決定	農政課
4	19	264	奈良市国民健康保険料督促状の公示送達	国保年金課
4	20	265	放置自転車等の保管	環境政策課
4	21	266	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	21	267	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	21	268	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	21	269	認可地縁団体からの告示事項の変更の届出	地域づくり推進課
4	22	270	開発行為に関する工事の完了	開発指導課
4	25	271	介護保険法の規定による指定居宅サービス事業者の廃止	介護福祉課
4	25	272	介護保険法の規定による指定居宅介護支援事業者の廃止	介護福祉課
4	26	273	放置自転車等の保管	環境政策課
4	26	274	障害者総合支援法に規定する指定障害福祉サービス事業者の指定の取消し	障がい福祉課
4	26	275	障害者総合支援法に規定する指定特定相談支援事業者の指定の取消し	障がい福祉課
4	26	276	児童福祉法に規定する指定障害児相談支援事業者の指定の取消し	障がい福祉課
4	27	277	放置自転車等の処分	環境政策課
4	27	278	差押調書の公示送達	滞納整理課
4	28	279	生活保護法の規定による指定医療機関からの事業の廃止の届出	保護課

監査

月	日	番号	件名
4	28	10	監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知
4	28	11	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等
4	28	12	包括外部監査の結果報告書の訂正

公平委員会

月	日	番号	件名
---	---	----	----

4	22	2	奈良市公報号外第21号に掲載	
公 営 企 業				
月	日	番号	件 名	主 管
4	26	17	奈良市公報号外第21号に掲載	水道計画課
教 育 委 員 会				
月	日	番号	件 名	主 管
4	20	5	奈良市公報号外第21号に掲載	教育総務課

告 示

奈良市告示第263号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定に基づき農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定に基づき公告する。

令和4年4月18日

奈良市長 仲川元庸
(令和4年4月18日揭示済)

奈良市告示第264号

奈良市国民健康保険料督促状を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので奈良市国民健康保険条例（昭和34年奈良市条例第13号）第22条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、福祉部国保年金課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申し出があればいつでも交付する。

令和4年4月19日

奈良市長 仲川元庸

1 この督促状の発送年月日及び納期限

調定年度	期別	発送年月日	納期限
令和3(2)年度国民健康保険料督促状	12月期	令和4年1月17日	令和4年1月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	6月期	令和4年1月17日	令和4年1月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	7月期	令和4年1月17日	令和4年1月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	8月期	令和4年1月17日	令和4年1月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	9月期	令和4年1月17日	令和4年1月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	10月期	令和4年1月17日	令和4年1月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	11月期	令和3年12月20日	令和4年1月4日
令和3年度国民健康保険料督促状	11月期	令和4年1月17日	令和4年1月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	12月期	令和4年1月17日	令和4年1月31日
令和3年度国民健康保険料督促状	1月期	令和4年2月17日	令和4年3月3日

2 この公示送達により変更した後の指定期限

令和4年5月7日

3 送達を受けるべき者

別紙のとおり

別紙省略

(令和4年4月19日揭示済)

奈良市告示第265号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第9条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第10条第1項の規定により告示する。

令和4年4月20日

奈良市長 仲川元庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和4年4月18日

3 移動対象区域

近鉄学園前駅周辺、近鉄富雄駅周辺及びJR奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

(1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの（学生証・運転免許証・保険証等）を持参すること。

(2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円

原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円（ただし、移動日から 14 日以内は無料）

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111（代表）

（令和 4 年 4 月 20 日揭示済）

奈良市告示第 266 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により中山泉ヶ丘自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	加藤 茂 奈良市中山町 200 番地の 60	宇都宮 康晴 奈良市中山町 200 番地の 47

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 9 日

（令和 4 年 4 月 21 日揭示済）

奈良市告示第 267 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により長谷町自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変 更 事 項	変 更 前	変 更 後
代表者の氏名 及び住所	山中 好明 奈良市長谷町 1028 番地の 1	下谷 賢一 奈良市長谷町 771 番地

2 変更の年月日

令和 4 年 4 月 1 日

（令和 4 年 4 月 21 日揭示済）

奈良市告示第 268 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 11 項の規定により若葉台二丁目自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第 10 項の規定により次のとおり告示する。

令和 4 年 4 月 21 日

奈良市長 仲 川 元 庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	藏坐 研介 奈良市若葉台二丁目5番10号	岡本 英子 奈良市若葉台二丁目6番20号

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年4月21日揭示済)

奈良市告示第269号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により南登美ヶ丘第一自治会から告示した事項の変更の届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月21日

奈良市長 仲川 元庸

1 変更があった事項及びその内容

変更事項	変更前	変更後
代表者の氏名 及び住所	勝井 恵美 奈良市南登美ヶ丘1番19号	橋本 由紀子 奈良市南登美ヶ丘1番18号

2 変更の年月日

令和4年4月1日

(令和4年4月21日揭示済)

奈良市告示第270号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告する。

なお、当該開発区域を表示した図書は、都市整備部開発指導課において一般の閲覧に供する。

令和4年4月22日

奈良市長 仲川 元庸

1 許可の年月日及び番号

令和3年2月25日 奈良市指令整開 第20A-35号

令和4年3月15日 奈良市指令整開 第20A-35-1号

2 検査済証の交付年月日及び番号

開発行為 令和4年4月22日 第1808号

公共施設 令和4年4月22日 第898号

3 開発区域に含まれる地域

奈良市中山町1534番1の一部、1534番2の一部、1535番の一部、1537番1の一部、1536番、1537番2及び1537番3

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪市北区大淀中一丁目1番30号

積水ハウス不動産関西株式会社 代表取締役 北田 康

5 公共施設の種類、位置及び区域

道路：奈良市中山町1534番1の一部、1535番の一部、1536番の一部、1537番1の一部、1537番2の一部及び1537番3

下水道：奈良市中山町1536番の一部及び1537番3の一部

(令和4年4月22日揭示済)

奈良市告示第271号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者を廃止したので、同

法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 25 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和 4 年 3 月 31 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	住所	名称	住所
2970106296	訪問介護	株式会社新高和	奈良市高天市町 49 番地	新高和介護サービス	奈良市高天市町 49 番地

(令和 4 年 4 月 25 日掲示済)

奈良市告示第 272 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 82 条第 2 項の規定により、指定居宅介護支援事業者を廃止したので、同法第 85 条第 2 号の規定により公示する。

令和 4 年 4 月 25 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 廃止年月日 令和 4 年 3 月 15 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970108227	居宅介護支援	株式会社シニア トータルサポート	奈良市朱雀三丁目 4 番地 15 サニーハ ウス 1 号	やぐらケアマネ	奈良市朱雀三丁目 4 番地 15 サ ニーハウス 1 号

2 廃止年月日 令和 4 年 4 月 1 日

事業所番号	サービスの種類	事業者		事業所	
		法人名	法人所在地	名称	住所
2970101933	居宅介護支援	特定非営利活動 法人夢のかげは し	奈良市中町 3844 番 地	居宅介護支援事業所 とみのくに	奈良市中町 3857 番地

(令和 4 年 4 月 25 日掲示済)

奈良市告示第 273 号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和 59 年奈良市条例第 23 号）第 9 条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第 10 条第 1 項の規定により告示する。

令和 4 年 4 月 26 日

奈良市長 仲川 元 庸

1 移動理由

自転車等放置禁止区域に放置されていたため。

2 移動年月日

令和 4 年 4 月 25 日

3 移動対象区域

近鉄新大宮駅周辺、JR 奈良駅周辺及び近鉄奈良駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目 288 番地の 1）

5 引取期間

移動日から 60 日間。ただし、奈良市の休日を定める条例（平成元年奈良市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（毎月の第 2 及び第 4 土曜日を除く。）を除く。

6 引取時間

午前 9 時から午後 4 時 30 分まで

7 引取りのための必要事項

- (1) 印鑑、自転車等の鍵並びに住所及び氏名を確認できるもの(学生証・運転免許証・保険証等)を持参すること。
- (2) 次のとおり移動及び保管に要した費用を徴収する。

ア 移動費 自転車 2,000 円
原動機付自転車 4,000 円

イ 保管費 1,000 円(ただし、移動日から14日以内は無料)

8 連絡先

奈良市環境部 環境政策課 電話番号 0742-34-1111(代表)

(令和4年4月26日揭示済)

奈良市告示第274号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第50条第1項第9号の規定に基づき、下記のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しましたので、同法第51条第4号の規定により告示します。

令和4年4月26日

奈良市長 仲川元庸

指定取消の内容

- (1) 事業所名称 ハッピースマイル訪問介護センター
- (2) 事業所所在地 奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-11
- (3) サービス種別 居宅介護、重度訪問介護、同行援護
- (4) 事業所番号 2910101191
- (5) 取消年月日 令和4年4月8日

(令和4年4月26日揭示済)

奈良市告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第51条の29第2項第9号の規定に基づき、下記のとおり指定特定相談支援事業者の指定を取り消しましたので、同法第51条の30第2項第3号の規定により告示します。

令和4年4月26日

奈良市長 仲川元庸

指定取消の内容

- (1) 事業所名称 株式会社ハッピースマイル
- (2) 事業所所在地 奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-11
- (3) サービス種別 計画相談支援
- (4) 事業所番号 2930100686
- (5) 取消年月日 令和4年4月8日

(令和4年4月26日揭示済)

奈良市告示第276号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第24条の36第9号の規定に基づき、下記のとおり指定障害児相談支援事業者の指定を取り消しましたので、同法第24条の37第3号の規定により告示します。

令和4年4月26日

奈良市長 仲川元庸

指定取消の内容

- (1) 事業所名称 株式会社ハッピースマイル
- (2) 事業所所在地 奈良県奈良市五条畑一丁目27-12-11
- (3) サービス種別 障害児相談支援
- (4) 事業所番号 2970101149

(5) 取消年月日 令和4年4月8日

(令和4年4月26日揭示済)

奈良市告示第277号

奈良市自転車等の安全利用に関する条例（昭和59年奈良市条例第23号）第10条第3項の規定により利用者又は所有者から引取りのない自転車等を次のとおり処分するので、奈良市自転車等の安全利用に関する条例施行規則（昭和59年奈良市規則第35号）第5条の規定により告示する。

令和4年4月27日

奈良市長 仲川元庸

1 処分の根拠

移動日から60日経過したにもかかわらず、引取りがないため。

2 処分対象自転車等の保管場所

奈良市自転車等保管施設（奈良市大安寺西二丁目288番地の1）

3 処分年月日

令和4年4月27日

4 処分対象自転車等の移動年月日

令和3年9月3日、同月6日、同月9日、同月17日、同月24日及び同月27日

(令和4年4月27日揭示済)

奈良市告示第278号

国税徴収法（昭和34年法律第147号）第54条の規定に基づく差押調書（謄本）については、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の第1項の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、総務部滞納整理課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和4年4月27日

奈良市長 仲川元庸

1 送達をすべき文書

差押調書（謄本）

2 送達を受けるべき者

省略

(令和4年4月27日揭示済)

奈良市告示第279号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

令和4年4月28日

奈良市長 仲川元庸

医療機関の名称	医療機関の所在地	廃止年月日
登美ヶ丘こどもクリニック	奈良県奈良市登美ヶ丘三丁目4番11号	令和3年 12月31日

(令和4年4月28日揭示済)

監

査

奈良市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知

があったので、次のとおり公表します。

令和4年4月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

土木管理課

監査結果公表日 令和2年3月30日(奈良市監査委員告示第3号)

措置結果通知日 令和4年4月15日

[監査の結果]	[措置の内容]
(3) 河川・水路占用許可台帳作成業務委託について、予定価格を非公表で一般競争入札を行うに当たり、入札参加業者からの問合せに応じて、市ホームページで予定価格を回答し公表していた。 当該契約は予定価格を公表する契約に該当せず、予定価格は秘匿性のある重要な情報であるため、厳重に注意されたい。	(3) 監査の指摘を受けて、その指摘内容を職員に周知徹底し、入札手続を行う際は予定価格を秘匿するよう厳重に注意している。

(令和4年4月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第11号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の32第2項の規定に基づき、包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間を次のとおり告示します。

令和4年4月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
同 中 本 勝
同 塚 本 勝
同 森 岡 弘 之

1 包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名及び住所

- (1) 江見 拓馬
奈良県生駒市東松ヶ丘8番26号
- (2) 前田 佑樹
大阪府大阪市北区中崎一丁目2番3-610号
- (3) 守谷 義広
兵庫県西宮市桜町4番5号
- (4) 岡 大貴
大阪府吹田市青山台三丁目50番10-810号
- (5) 吉原 宏
大阪府大阪市淀川区東三国五丁目1番2-100
- (6) 細田 優
大阪府茨木市西河原2-3-3
- (7) 田島 宇晴
大阪府四條畷市中野本町38番1-601号
- (8) 城本 佳丈
兵庫県尼崎市長洲本通一丁目6-17クレセールONE503号

2 包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間

令和4年4月28日から令和5年3月31日まで

(令和4年4月28日揭示済)

奈良市監査委員告示第12号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の37第5項の規定により、包括外部監査人福竹徹から令和4年3月29日に提出のあった令和3年度包括外部監査の結果報告書「債権管理に関する財務事務の執行について」の訂正が、同年4月27日に別紙のとおりあったので、同法第252条の38第3項の規定により、公表します。

令和4年4月28日

奈良市監査委員 東 口 喜代一
 同 中 本 勝
 同 塚 本 勝
 同 森 岡 弘 之

別紙

該当箇所	誤	正
目次 1頁	(6) 時効及び不納欠損... 20	(6) 滞納処分等の執行停止、徴収停止、債権放棄及び債務免除... 18 (7) 時効及び不納欠損... 20
9頁 17行 目	者を除き	ものを除き
9頁 18行 目	必要としない。	必要としない
9頁 20行 目	第110条第1項（昭和33年法律第192号）	（昭和33年法律第192号）第110条第1項
20頁 1行 目	(6) 時効及び不納欠損	(7) 時効及び不納欠損
27頁 表	9 学童保育使用料	9 児童育成料
33頁 9行 目	各所管課において	各所管課において

<p>38 頁</p>	<p style="text-align: center;">令和3年度奈良市一般会計予算</p> <p style="text-align: center;">令和3年度奈良市一般会計予算</p> <p style="text-align: center;">令和3年度奈良市一般会計予算</p> <p>※ (1)内の数値は構成比、 (2)内の数値は前年度比増減率を示しています。</p>	<p style="text-align: center;">令和3年度奈良市一般会計予算</p> <p style="text-align: center;">令和3年度奈良市一般会計予算</p> <p style="text-align: center;">令和3年度奈良市一般会計予算</p> <p>※ (1)内の数値は構成比、 (2)内の数値は前年度比増減率を示しています。</p>
<p>39 頁</p>	<p>表</p>	<p>【削除】</p>
<p>58 頁 22 行 目</p>	<p>平衡を図るの</p>	<p>平衡を図る</p>
<p>59 頁 4 行 目</p>	<p>したがって、</p>	<p>したがって、</p>
<p>70 頁 表</p>	<p>水道使用量</p>	<p>水道使用料</p>
<p>71 頁 下から5 行目</p>	<p>水道使用量</p>	<p>水道使用料</p>
<p>86 頁 20 行 目</p>	<p>業務を委託を</p>	<p>業務を委託</p>
<p>86 頁 下か</p>	<p>整備することが</p>	<p>整備する</p>

ら 1行目		
101頁 14行 目	土地使用料の	土地使用料を
103頁 表中	(延滞金の徴収) 第7条	(債権の放棄) 第11条
107頁 下から 8行目	いない。	いない。
109頁 下から 2行 目	有無が	有無を
121頁 下から 3行 目	3事業者	3事業者に
124頁 1行目	設備の	設備に
126頁 24行 目	業務を委託を	業務を委託
126頁 下から 1行目	整備することが	整備する

(令和4年4月28日揭示済)